

静岡県地球環境保全等に関する基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第3号

静岡県地球環境保全等に関する基金条例の一部を改正する条例

静岡県地球環境保全等に関する基金条例（平成2年静岡県条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p><b>第1条</b> 地域の環境保全及びその推進が地球環境の保全に資することの重要性に<u>かんがみ</u>、環境保全に関する知識の普及、環境保全活動の促進その他環境の保全に資する事業に要する経費に充てるため、静岡県地球環境保全等に関する基金（以下「基金」という。）を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p><b>第1条</b> 地域の環境保全及びその推進が地球環境の保全に資することの重要性に<u>鑑み</u>、環境保全に関する知識の普及、環境保全活動の促進その他環境の保全に資する事業（<u>静岡県南アルプス環境保全基金条例（令和3年静岡県条例第4号）第1条に規定する事業を除く。</u>）に要する経費に充てるため、静岡県地球環境保全等に関する基金（以下「基金」という。）を設置する。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。